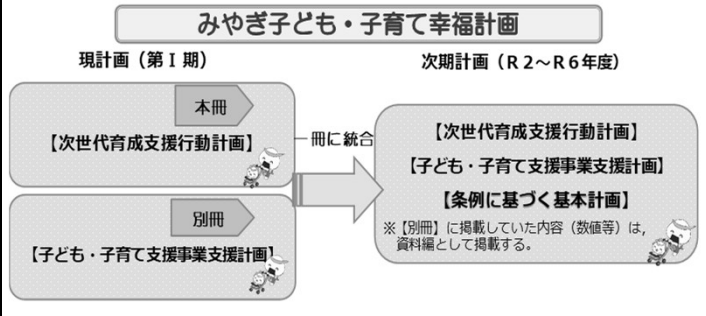


次期「みやぎ子ども・子育て幸福計画」策定のポイント

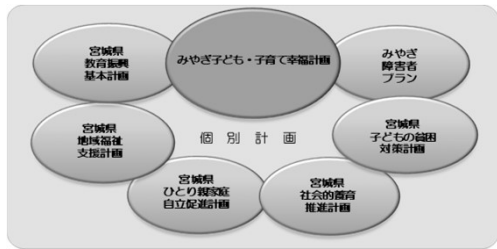
1. 計画の位置づけ

- 本計画は、以下の3つの計画を一体のものとして策定する。
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画
 - ・子ども・子育て支援法第3条に基づく支援計画
 - ・みやぎ子ども・子育て県民条例に基づく基本計画
- 現計画において、2つの法律に基づいた計画（本冊と別冊）により構成されていたものを一冊に統合。



2. その他計画との関係

- 「宮城の将来ビジョン」及び「宮城県震災復興計画」を上位計画とした個別計画のひとつとして、関連する計画と整合性を図る。



3. 策定の方向性と条例との関係

- 現計画の構成を基本とし、子どもを取り巻く社会情勢の変化、県の関連施策の追加等に応じた内容に改訂する。
- 「みやぎ子ども・子育て県民条例」の各条文が反映された内容に見直しする。現計画には反映されていない項目を追加。

4. 前回の審議会での意見の反映

- 教育と福祉の連携の推進を意識した表現に見直し。
- 家庭教育への支援について具体的取組の表記に見直し。
- 「保護者が子育ての第一義的責任を有する」考え方を視点に含める。
- 子どもの貧困、社会的養護との整合性に配慮した表現に見直し。
- 宮城県独自の取組（先進事例）を盛り込んだ表記に見直し。

5. 現状における課題と対応する施策

主な課題	推進する施策	主な内容
<ul style="list-style-type: none"> ・少子化の進行 ・子育てへの経済的負担 	1 社会全体で子ども・子育てが大切にされる環境づくり <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの権利擁護の推進と意見の尊重 (2) 子どもの健やかな成長を見守る地域づくりの推進 (3) 経済的支援等による子育て環境の整備 (4) 子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例9条「子どもの意見の尊重」について記載。 ○ 経済的支援に「幼児教育・保育の無償化」を記載。 ○ 条例22条「子ども・子育て支援を行う団体等の活動の促進」を中項目として新たに記載。 ● 乳幼児期から成長に応じた経済的支援の充実。
<ul style="list-style-type: none"> ・待機児童 ・保育士不足 	2 教育・保育の確保と充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校教育・保育の提供の確保・充実 (2) ニーズに応じた多様な子育て支援の充実 (3) 教育・保育に携わる人材の確保及び資質の向上 (4) 幼児期の教育と小学校教育との連携・接続 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子育て法」の内容（現別冊）を包含して記載。 ○ 「新・放課後子ども総合プラン」に基づく記載 ○ 教育と福祉の連携について記載。 ● 保育所の整備、認定こども園への移行促進。 ● 保育士の人材確保と質の向上の取組の推進。
<ul style="list-style-type: none"> ・学力の向上 ・いじめ、不登校 	3 子どもの成長を支える教育の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備と社会参加の促進 (2) 家庭や地域の教育力の向上 (3) 特別支援教育の充実 (4) 次代の親の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例10条「社会参加の促進」について記載。 ● 子どもの学習意欲向上と、教員の指導力向上の取組の推進。 ● スクールカウンセラー等の配置による心のケアの充実。 ● 児童生徒自らがいじめについて考える機会の提供。
<ul style="list-style-type: none"> ・育児不安 ・子どもの健康問題 	4 健康で元気な子どもを生み育てるための保健・医療の充実 <ol style="list-style-type: none"> (1) 妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実 (2) 妊娠期からの児童虐待予防対策の推進 (3) 子どもの健やかな成長・発達への支援の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「母子保健施策推進指針」の内容に即して項目を見直し。 ● 妊産婦のメンタルヘルスカケアの充実。 ● 関係機関が連携した虐待予防対策の推進。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待 ・子どもの貧困 ・発達障害 	5 支援を必要とする子どもや家庭への対応 <ol style="list-style-type: none"> (1) 心に問題を抱える子どもへの対策 (2) 児童虐待防止対策の充実 (3) 社会的養護体制の充実 (4) 子どもの貧困対策の推進 (5) ひとり親家庭支援の推進 (6) 障害や疾病があっても安心して生活ができる相談・支援体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「子どもの貧困対策」を中項目として新たに記載。 ○ 「障害児施策」について、「母子保健施策推進指針」の内容に即して(6)の項目に見直し。 ● 児童相談所の体制強化。 ● 子どもの貧困対策計画に基づいた施策の推進。 ● 関係機関の連携強化による発達障害児及び家族への総合的な支援の推進
<ul style="list-style-type: none"> ・未婚化、晩婚化 	6 仕事と家庭生活の両立と結婚支援の推進 <ol style="list-style-type: none"> (1) 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し (2) 両立を支援するための教育・保育の提供の充実 (3) 結婚を支援する取組の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○ ワークライフバランスとともに結婚を希望する男女への支援について記載。 ○ 結婚支援の取組を新たに追加。 ● 結婚を希望する男女を応援する取組の実施。
<ul style="list-style-type: none"> ・子どもの安全 	7 子どもが安全で安心して暮らせる環境の整備 <ol style="list-style-type: none"> (1) 子育てを支援する生活環境の整備 (2) 子どもの安全の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通園通学や園外保育の際の公道通行の安全確保について記載。 ● 防犯ボランティアなど地域で子どもを守る機運の醸成。
<ul style="list-style-type: none"> ・長期的な東日本大震災の影響 	8 東日本大震災により影響を受けた子どもへの支援 <ol style="list-style-type: none"> (1) 震災の影響を受けた子どもが希望する進路選択を実現するための支援 (2) 震災の影響を受けた子どもの心のケアの充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 条例23条「震災の影響を受けた子どもの支援」について大項目として新設。 ● 心のケアのほか、就学及び学習、経済的支援など、きめ細やかな支援の継続的な実施。